



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

厚労省医政局へ要望

各地域での適切な医療提供体制の確保を 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の期間延長求める

公益社団法人日本看護協会（会長・高橋弘枝、会員76万人）は8月4日、厚生労働省の榎本健太郎医政局長に「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の『DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業』の支援対象期間の延長について」と題する要望書を提出しました。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から五類感染症に位置付けられ、この変更に伴って各地域で医療提供体制の移行計画策定などの対策が進められています。また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の支援対象期間は、当面、9月末までとされています。

一方で、現在、新型コロナウイルス感染症の定点当たり報告数や週当たり新規入院患者数は全国的に増加傾向にあり、感染者の増加による医療ひっ迫が生じている地域もあります。看護師等が感染する中で、医療提供体制を維持するため、都道府県看護協会等による看護師等の派遣が行われています。こうした状況から、本会は、同支援事業（医療分）における「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」の支援対象期間を延長し、各地域で適切な医療提供体制を確保するための看護師等の派遣を支援するよう強く求めました。

高橋会長は「都道府県看護協会では派遣の支援体制を整えている。医療機関を支えるためにも期間延長をお願いしたい」と訴えました。榎本医政局長も「感染は拡大局面にある」とし、看護師等の派遣について理解を示しました。その上で、支援対象期間の延長に関して下半期に向け整備・調整していきたいと述べました。

報道関係の皆さまにおかれましては、今回の要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。



榎本医政局長(右)に
要望書を手渡す高橋会長

《要望事項》

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）における「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」の支援対象期間を令和6年3月末まで延長し、医療提供体制を確保するための看護師等の派遣を支援されたい。

令和5年8月4日

厚生労働省

医政局長 榎本 健太郎 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 高橋 弘 枝



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」の支援対象期間の延長について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より五類感染症に位置づけられ、位置づけ変更に伴う医療提供体制の移行計画策定など、各地域にて対策が進められています。また、同日より、標記事業の支援対象期間は当面令和5年9月末までとされています。

しかし、現在、新型コロナウイルス感染症の定点当たり報告数及び週当たり新規入院患者数の推移が全国的に増加傾向にあります。特に、九州地域では感染の拡大が著しく、沖縄県においては、感染者増加による医療逼迫が生じています。看護師等が感染する中で、医療提供体制を維持するため、都道府県看護協会等による看護師等の派遣が行われています。

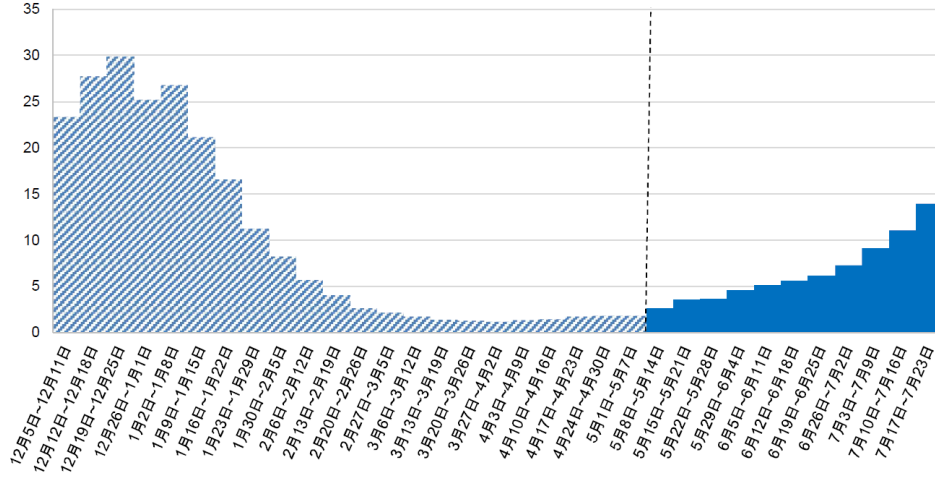
各地域において適切に医療提供体制を確保できるよう引き続き支援が必要であることから、以下のとおり支援対象期間の延長を要望いたします。

要望事項

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）における「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」の支援対象期間を令和6年3月末まで延長し、医療提供体制を確保するための看護師等の派遣を支援されたい。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況と医療提供体制の確保の必要性

新型コロナウイルス感染症定点当たり報告数(全国)推移



※5月7日以前の数値は、HER-SYSデータに基づく定点医療機関からの患者数(参考値)

- 新型コロナウイルス感染症の五類移行後、全国的に感染者数、新規入院患者数が増加傾向。

週あたり新規入院患者数推移 (2022年12月5日~2023年7月23日)

